詩經毛本義

六

1 曾 5
49
6

六

曽5
門 49
號
卷 6

長呂為賀長

目次

一 牛王　一 衛妻
一 英雄　一 梵山
一 高野六十枝賀八十　一 千草子の杉風
一 高貫の招牌　一 大枝のセンバ
一 空牛織女　一 感神院
一 六枚屏風　一 枕
一 ナニボ　一 絹布丈
一 濃茨花色　一 紅

井上氏

一御彩遊　一夜なべ
一ひよ鶏（共姫鳴）　一蠟燭の吹屑
一雛妓の水上ス　一辰の市
一螺蛤　一懶架
一鴨と澤　一雪隠
一煙火蔓　一鏡裏に面天
一松風村雨　一社中
一俵儀　一紅藍液
一過書船　一坊
一食卓　一扇掛

一蚯引吟　一九六錢
一芋屑既中　一粽
一紬のつな　一鷹のみゝ羽
一合羽　一破瓦
一起清紙　一風呂敷
一顔の闘字　一菓に顔乃付
一櫻の顔　一つはね
一後亀山院御製　一宵に蚊
一衣うら　一大伴と大友
一常世の國　一猫蚤類

一 トゾンドウ之図　一 五辛考
一 ぬさ曝久々　一 蝋燭
一 髪にする油　一 青椿（ヤツ　チン）
一 月の桂子樹　一 月の兎日の烏
一 樹木表貝の優　一 三ヶの津
一 勧学院の雀　一 忍車
一 五十三澤　一 二度の月
一 御曹子　一 隠亡

牛王

誠社寺院ならず牛王と云物を出せり夫本朝の風俗生古の
神を祭り猶仏を尊ぶ初聖武帝の時に社寺立るに至る
祇園の社に院の号を付て牛頭と称し冊子に陰陽の額に巫女の髪
梁られを奥じ為ひい蘇民将来の子孫と云て宇治れて
受て下向せり祇園の神れを牛頭天王東海の蘇
民将来ぶ家に宿を求給へ共貧窮と
辞て幸をまぬむと酒飯河あり一夜とや又かくれ給ふ
も忌屋の社家に逗留して大の字犬の字などと書しあり
ひそ貼も全院の子乃擬保（ナボ）なるべし毎院の子と云て邪宗

と書きだけ又藤氏の子孫と称して夜叉をまつりて慢心なるべて
の字を祀らず神社をもてに神号と申に書て先に生霊宗
方と長寿とよなる詩を示して邪宗を崇こと全院の子
藤氏の祈願やとにあつるなるべしたるを浮世絵りて生
の下の一盞を下の土の字よりに分て生と業しら神いの
しら牛とのみ書給しとなり
櫻武桂書を初て見をもて家をもてなづく十一面神
咒縛の法ようやく二月堂ようやくこれなるべ
二月堂の年をとふ世伝ふ所に涅般経曾
摩海の法に如来の一行とうよい佛説菩薩部

美有て例の方便なれ法浄として実なるべし
院の子此事と平相国初稚ようき夜ゆ壓りれなど
やうよ子傳人ど院の子として邪宗を信ぜ
らせらるる京意ようにあるこ平相国の
法皇ようの沸義徇ようて祇園世沸ようの所に院の迹
方を妻ぞ之威邪院のすちようとを陪奪せるようの
或書に牛王い壓や壓の件書をなる筆法借ように
俗ようにはなるの字ようとふ所ようたるこ定ようにあるも
方なる壓方と方大に重べ書をる潤なる孫に壓い
土に屬しなる字に方に屬せしなるなるなるなるなる書

[illegible]

土に屬せり因て[illegible]の書に[illegible]と[illegible]

[illegible]

況や其他の書[illegible]や蓋陸の子藤原の神[illegible]

れて生土宮[illegible]すべし[illegible]

平[illegible]の後に[illegible]

[illegible]

慷慨[illegible]

[illegible]

衛毒

義因の妻氏婦[illegible]して衛毒と号べり或曰左傳昭二十二年に有仍氏の女美色[illegible]に玄妻と云[illegible]て玄妻の字にて左傳[illegible]の文義[illegible]て[illegible]の力を用ゐるにつきて拙氏字書に鉉は貫也とあれば[illegible]婦[illegible]して貫婦と[illegible]べし東[illegible]傾城毒[illegible]人の肝胆[illegible]も衛と云も衛も[illegible]

英雄

艸の精秀なるものを英と云熟の輝に持[illegible]ものを雄と云

為に人の文武義異なるをあげて英雄と称す聰明秀
心を英と云膽力人にすぐるを雄と云こゝに楊慎が丹沼賦に

賛山

爾雅翼に云賢人今歳賛山東嚴蔵策繁て云云いく
蓋物語に云春心なくして春くるの行徒なり大体こゝに花流の
ごとし万物に隔てなく三陽をそなへむ急隔て是一或人形こ
の山焼るものの山村なるも老圃ふたつはしいおゝ流とちはるを
いまんで遊ゝゝ蔵をうんとするの味茅を貫し野の
熟果を彩さんやはに御もてめぐ梅をと植し山村のごの池の

笑に罷ゝゝ夫雨の将に降んとするに先ず山を焼て其
灰燼をもて田に流し下流の田畠に注ぎ肥培とする乃
例なる雨をえるれば多雖も病つゝ清く清きの世なる
伯夷叔齊なるいく蔵餅なるゝ食せ一君のあれむ箭
猶翼のごとくいつでやたゝびあるを兎式みもて世知るを

高野六十那智八十

高野六十那智八十とゝゝゝゝ雨の紙をちぶう海もて
紙をを帖六十枝形ゝ今浪郎ふ雨る金を泥之能坊年貴
那小情村ゝゝ海もせる鶴ふを形ゝ中枝ゝ信ゝ行くいゝ清ふ
見ふ去せ一御と去年の国栖ゝ陀ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ安に楽

[illegible]何[illegible]文字数[illegible]帖と[illegible]大体奉書杉原義農の
数を帖四十八枚とし[illegible]を除世利[illegible]さとく[illegible]
くして利を得るぶ[illegible]片折[illegible]の類又者明して半紙[illegible]帖
[illegible]折[illegible]るみ[illegible]ほと云[illegible]の[illegible]
名[illegible]

干菓子の杉風

干菓子の杉風い初[illegible]制し[illegible]武御[illegible]御[illegible]
[illegible]に[illegible]杉[illegible]風と[illegible]杉[illegible]表[illegible]つ焦
紙[illegible]と[illegible]けし[illegible]と[illegible]ちど[illegible]つの[illegible]ちのどら[illegible]紙り
して[illegible]家[illegible]と[illegible]杉風[illegible]つ[illegible]

商賈の拓牌

商賈の拓牌も[illegible]甚古[illegible]拓[illegible]品[illegible]
[illegible]に[illegible]この山乃形を[illegible]の[illegible]者[illegible]富[illegible]元[illegible]
[illegible]出[illegible]せ[illegible]流[illegible]て[illegible]こと[illegible]又[illegible]
辛[illegible]思[illegible]を山椒の入て辛[illegible]た[illegible]
の白[illegible]の者[illegible]は[illegible]の[illegible]白[illegible]の[illegible]
義貌の[illegible]と中[illegible]
巡の[illegible]形を[illegible]て者[illegible]と[illegible]杉風[illegible]
[illegible]

大坂ノセンバ

大坂市中北の字せこばしにて洗馬（センバ）なるべし信州にて
せばとゝなへる洗馬なり大坂洗馬は豊太閤佛蘭西廓
洗馬の地名なり洗馬せこばいとなるべしや

牽牛織女

七夕の詞俗説區区なり詞林家業の後ゆゑ詩中高坂
なるべし抽出なるは稙（タナ）なり八夕の稼なり耕牛と云く
圖をたゞつよと字る神なり稼（ケヤ）掛（カケ）白ひかるは月とつよと
字る神なり夫衣食を人の大事須臾（シバラク）も缺べからず
武家の武家年織女を陰陽両儀の神なり衣食なり
陰陽両儀なるべし此なんやあるに七夕と用るゝ世いお陽の

変の形なりて夕八月の別名は星宿なれば一六の老陰の形なり
元老陰なるべし陽記に天形なりて七夕の朝とは夫婦の人倫
の大本にして種稼ふ人の生育の原と侯此の民須臾も
忘れるべき事なるべし初臺雅せるも形なるもむる為なり

感神院

祇園牛頭天王の号は牛の額に感ぜしに感神院
と云祇園寺の号なりといへり牛頭とは武牛院
の略なり額とは牛の額なるべし又感神天王とも云なり
ら尼感神院とは三臺高の神殿の号なれ社（ヤシロ）なる寺
寺と云なるべし高臺の社号なれば御祖神（ミヤヤノミヲヤ）

別當神社[ベツトウシンシヤ]在[ザイ]所[ショ]のことなり上加茂社[カモシヤ]の社[シヤ]に仁法[ニホウ]
の神社[シンシヤ]とする屏の社[シヤ]とする我[ワレ]伝[ツタヘ]る屏の社神霊
社[シヤ]の神[カミ]にすつて祭[マツリ]る咸[カン]神[シン]と[ト]まつる[マツル]ものなり稲田姫
のお男[オヲ]お女[オンナ]相感じまぐはと[ト]なり是[コレ]沢[タク]氣[キ]を通[カヨ]ふ島の
澤[タク]心咸[シカン]の象[カタ]なり咸[カン]の卦[ケ]めぐり巽[ソン]の象[カタ]なり巽[ソン]の人
なりて二[ニ]角[カク]四足[シソク]の象[カタ]ありて牛[ウシ]の形[カタ]なりよつて高[タカ]き尊[タフト]
を牛頭天王[ゴズテンノウ]と[ト]なり今[イマ]なりて陰陽[インヨウ]の和[ワ]のことを神[カミ]の和[ワ]の
山[ヤマ]と[ト]なり久[ヒサ]世[セ]村[ムラ]なり馬頭[メズ]は牛[ウシ]偶[グウ]を接[セツ]をもつて陽[ヨウ]なり
なる[ナル]ものなり[ナリ]この神[カミ]をとなへて是[コレ]牛頭[ゴズ]と牛[ウシ]頭[ズ]となるなり
なるべし右[ウ]咸[カン]の卦[ケ]象[カタ]とはなるなり神[カミ]なるなり

合[ガフ]して咸[カン]神[シン]院[ヰン]と称[ショウ]するなり

六枚屏風[ロクマイビヤウブ]清[セイ]

六枚屏風[ロクマイビヤウブ]の[ノ][ヒ]卯[ウ]法[ホウ]なり[ナリ]今[イマ]朝[アサ]ふ[フ]ものを[ヲ]折屏[セツビヤウ]と
[ト]なり[ナリ]これを用[モチ]ふ[フ]ること[コト]茶[チヤ]法[ホウ]ふ[フ]ること[コト]を重屏[ヂウビヤウ]と[ト]言[イフ]
なり東大寺[トウダイジ]時[ジ]もの屏風[ビヤウブ]なり[ナリ]又[マタ]蒲[ホ]庭[テイ]
が陪[ハイ]ふ小窓[シヤウソウ]を[ヲ]表[ヒヨウ]ふ[フ]陽[ヨウ]理[リ]六曲屏風[ロクキヨクビヤウブ]自作[ジサク]初[ハツ]と云[イフ]なり
法[ホウ]なり[ナリ]ばかりも[モ]実[ジツ]なり[ナリ]

楊

なる[ナル]楊[ヤウ]とは[ハ]なる[ナル]ことを刻[キザ]むで京都の作[サク]刻[コク]とつこと[コト]なり

擔ひ棒と云 江戸にては天秤棒と云 古語にあふこと云也

この名久しきものと見えて古今集誹諧歌の中に

人こふることをおもにとになひもてあふこなきこそわびしかりけれ

逢期を朸に立かけたるなり 京江戸の言葉にあらず

ナンボ

京師の俗語に物の價をとふるをナンボと云 何程の略せしなるべし

云しなるべく云事なれば淀田の安兵衛が年貢の朝にいふに浪速が

筏を負ける事をなんぼ負かと仕事せし也 なきをも書り

東国にてイクラと云 幾(イクラ)なり 日本記にも見えて京にも通じ

れサカイ之廉とサカイなどと云とぞ東国にて訓しからぬ廉もから

とよみし歌に闇のよに秋乃のよの事を詠すれたれどもいにしへの秋の

よふ詠すれども畿内の郷方つとめし言葉に都鄙の方言有て

云語に東語の備せり

絹布の丈

世事談といふ書に絹布は揚古の鯨尺にては二丈六尺と定

らる 宝文元年の事なり 然るに世の風に背足なりと申たりしが

おそらく一反を二丈六尺と定めしは元明天皇和銅年中此

定まる宝文の制をこれに随ひてしなど近世町割を一年ある人の

賤法為高貴長袖の御制にも非ざるなれば是を競ふもせんやと云也

の後も人の御差人の制に裁しも近年丈長多くなりたるに依て廢

民さ弟甲さ匹配匹ょよ部ゑゑ形謂ゆるゑ

淺黄花色

今世俗間に用ふる淺黄とつくる色は淺黄にて黄色なり淺黄は
はなだ淺葱やうとうや花はなだ物と呼かるる皆貨実ゆゑて稱
はなだ赤紫色やうく部く呼たり淺黄のもとい葡萄の陰さよう
な淺せく花色とつくも桃紅赤白の花のるちんだ見ゑ似ゑ
花のもとの陰明路花のもちんで陰てれこ高ゑよもとん花色
と呼むやられ正しく縹色の新せしく淺黄の帽ゆと花のば
しく云ゑ淺縹色やうれぶこゆる縹の帽ゆよ新せしくやるべし又
富源に紫の緋と奉ゆとといゆゆ呼ゑ紫のゆこと仕ちゆ義ゑて

字書ゆ紫はめ緋緋とゆるゆる紅緋ゆ似て黒ゑゑゆ赤淺年
紫ゆ黒紅と有又紅紫赤と云を別部て書りゆ紅と赤と
の中ゆ紫を部て書りゆ見ゑん者さぶたくゆ紫紅の
はもはでくさんむこゑ朱と奉ゆと淺い者やゆ家沼のさい
緋人の仕者ゆ似ゑと帽ゆ見ゑゆ似て桃ゆゑゆと淺ゑで
やうんぶ紅紫のゆゆはでと地緋を奉色ゆもや見いゆゑで
花を又色ゆゑゆ淺黄ゆ紫色なでん京さで

紅

紅とゆれやうゆと云ゆゆ元紫の国ゆ淡ゆて藍の種ゆれゆや又
いけく元葉ゆ緋と淡ゆ物の花をあいと稱せしやいでの

呉竹の濃呉藍ゆくりなくあいてる濃呉藍と云まとて又
縹色紺色深き藍紺色を心藍の紺と云い濃き
縹いろ薄き又二藍と云は呉藍と紅藍と二種和して
深き色にて刈四位以下の下襲（ウハガサネ）の色と桃花落葉いろとも
云れを黒紅と紅ふかき紅の水引と二藍の水引とつる
心藍と呉藍とを和せし物なり

御新造

士の妻女を称して御新造と云へ共いつれも武家なるべし御深窓
と云ふ意を深き所なるものゝ御深窓を奥深と云に対して称する
なるべし市井の街に美人楼弾琴深窓嬢（ジョウ）と称し

長恨歌に楊貴妃深宮に居と云ふ何れも御深窓と書
が穏なるべし秋月用語の新艘（シンソウ）を新造と陸氏が傾城
の新艘の淫を可なるべし

夜なべ

夜なべと云ふ長夜の比奴僕を召て夜業を為せ
婦工人共を婦工を勤む婦人を婦と云ふ婦人を
者て食の後を夜間と云て羊腸に世話に甚り甚繁説なるべ
物なるべい夜近の略なり夜を夜へ近て能昔と通ふ
夜近なるべし

ひとり言 ひめ行ぎ史

糊ハ稀なり又稀米の名しかれども十二文字ノト通じてよ
せ粥ハのことをいへり稀なる粥の名也しかり無ぶ粘る(まへ)よりいみなの字を
以てあるべし後世の書海若ハ法の稀なり血をのせたるを
粥の稀なりなり古事記に夜の糒糇(ヒメ)糊(ノリ)を買ふに依りて稀のごとくの沃
汁あるを書ふにひめのりといふぞかし後に全体糒糇といふの
非来非飯の飯のごとき湯なるとも云ふべし枕草子に衣糒糇(こりひメ)
とあるは夜に用ふるのしなきをひとえを粥とも飯とも定めがたし
おもふに粥の制昔ハ今と異なるべし南都の俗岩粥(やごう)揚茶(アゲチャ)など
どとなく用ひしよ粥にて下に灑ぎて湯をたるこよ糒糇なるべ
しいづれ唐の糒糇付けたる粥の食付ける方なるべし法右

ハ常に家々に粥を食せしにや法年の例に粥とありて其の事也
枕草子抄に粥の節供といふとあるもよき例とすべきを見ざる
ゆゑへつべし或云太古にはみな粥なり飯を後の制とせむ故ふ
昔は毎年の之を飯を食せし故に今の軍法(防)令に糒を飯ふ
る分量を定めおきて飯を食せしむるに其の後ふなりて下司ハ
なる糒なり伊勢物語に乾飯にほとびにけりとあるも上国(カミガタ)にては今や
飯の制の例なるが都路にはいまだ湖ぶる鮎ふうきなどされたり
古の宮居の所さる雑炊(カウスイ)なりしやされども且に雑炊
と言し而て而後ふひ更けしにあり後ち之も見且粥にて
食せらるにや薑粹粥饋なりしにて以ての致粥苦粉ふわかずく

其也家家にて見るにはやや

蝋燭吹屋

世俗蝋燭の屋と呼くるは紙にて手ひねりにして
楊庵浮屠に夜明の鐘撞く時紙に蝋燭とてもてる者
蝋燭の屋と呼て行きたるに
のかくまくる者と呼らんにの合屋のもと合てるるの
故に其めでし心ゆの夜明の蝋燭の屋とかがやしてあり

雛妓の水上に浮揚る

雛妓初て人に寵をうけもる事を水上とて世事俗にて
に南買の荷物を船にて河内に初て上るを水上とに準して

たと書りて紙にも百葉に出通せと書ていまだ人ふまみえ
ぬる女婦をつれて初て楊る雛妓を全き通揚なるべしと
揚屋と拳屋とまぎらるべきの者に人をきもると薦拳を
吹拳とを宮如妓をとてもるとたのしとを成あげるとて拳屋
ちくべし水上のうるはきを

辰の市

和州郡山の茶昌和の地名をライシヨとて郡郷の東なる
寺に有見旧都の羅城の跡なるとやとか東に辰の市とて
東九條西の条なるべき村有法何の陵なる人ふ西にライシ
ヨ羅城の跡なるべし今日も良と旧都の跡なるべき

なべて都内探くして高価ひとしく八者百司をもて
始めつかた伊勢西河内さらに京都日の里にあつまり集まるなれば
東に係小白川ひんがしの五条なるべたびなりてまた東大寺
西大寺より中を禁闕とまもりケイシヨウ遠朱雀面にあつ
まるべし毎市井にて昔は和漢とも市中村家家毎に井
を設けて二町に井を設毎に四里乃人井のあるを
て水を得むとの習ありつてまた新貨を持ちて
交易に依て市井に集に在の市にて毎の居ま
と作りて宜しかる

辰の方に当るいかなる辰の日毎に市と云へり中の市と云へり

の故をいかなる

螺蛤

注に貝をいにしへの貨幣のごとく通用せしめ宝と云財と
云賦財のごとく貝の属に其貝やうの四五貝を云上
の寶貝と云毎貝の形なり螺と蛤の武蔵を出だす紫螺辛螺田
螺法螺蝸牛蛇と云毎殻形なり甲香と云蟹の殻なり
あるなきものなり蛤の形なり蜆蛤のたぐひなり
故に貝と云へり貝と云へり蛤の合時に蛤と蛤ふ
と云へり蛤の偏なるべし蛤と蛤の殻なり蛤の
殻なるべしと云へり一毎ごとの蛤を信なるべきよ
既に蛤い蛤雄なり女貝と男貝い常人なる時なり

見て蜂蜜のごとく忘れてこれを牡蜂（ホウイ）の元天地の間雌雄陰陽あるごとくなり牡蜂（ホウイ）なくば雌なり雌なくば牡蜂（ホウイ）なし雌雄の交接の意知るべしと稚子をもて牡蜂（ホウイ）とせるなり蜂蜜の蜜を蜂房に牡蜂（ホウイ）の精を雌に加へ人の如く蜂房を蜂儀に用ゐるまでなり

懶架（ラン カ）

懶架（ラン カ）とは人の見苦しきこと古流芳が雅遊漫録に猶りて作の業架を懶架と記せり世俗見苦しき懶架と別ちて業と架とを猶りて作業架を懶とせり架に相なれば是を立てる義なり

なり懶のなまりなるべし

魏の曹丕敦架を作り所ありぶる書と称これ別懶架と名あるべし

明立沢

相別明立澤とも称あり沢なるべし海淡寺を西方法師の明立沢と海淡寺に文をもて名付けるもの吹野のたつ居をもて海淡寺を一説墓所なるべし或郷東武郷に向明

世ものの明立沢と異なるべきもの

雪隠

雪隠とは法王福昌雪峰の義存禅師常に行て掃除

し是にあつて方隅をはかるなに雪隠となづく佛の禮に東に
有を東司と云西にあるを西淨と云へり清寺に寂廟と云圊と云
溷と云後架と云甚餘あり禮記と云ふ夫日輪は東に生て
西に没し食は口に入て肛門に出る理なり又西は日輪の沈
む所なれ雪隠と尊して伽藍の数に入つまれ

爐火臺

竈を京師南都の俗クドと云ふ東国はへツイ或はカマドと云江戸に
ロクダイと云和名にクイベツイと云民のかまどは窮乏に至りてあるべし
かまどと云るべし竈竈は竈カ下炭カ下の義なるべし
クドは火處(クハドコロ)の説なるべしカマドは釜所の説なりロクダイと云
ハ爐火臺の説なるべし

鐙裏の南天燭

燈の裏に南天燭を植ることは其用なるにはあらむ理を象(カリド)り表せ
り南は離なりて離為火南方三卦象也天は乾なる明貴
なり三卦象の數義之明之燭なるは火の用にして離なりなれば
明かに照く離く義しと象ちて燈の裏に植るなるべし

松風松雨

松風松雨の文は実(さい)あつて言るなれど又天を言る事で須磨くさまて
らへ物なく実に源氏の車跡に似てなるる好事の人源氏
の須磨の巻の文なとより作して松風の經曲を作りし

[illegible]野史新剪の[illegible]に虚誕を渡て行年頃慶の
他俗の間寂[illegible]て[illegible]の相風のあるべき[illegible]
[illegible]相面のあるを[illegible]なるべしと風雅の
骨髄を[illegible]て作を[illegible]こと人の相風相[illegible]て俗
世[illegible]の市[illegible]を渡て作[illegible]の命[illegible]せるを年[illegible]
[illegible]相[illegible]の法[illegible]程史[illegible]
[illegible]まを作るよりの[illegible]作[illegible]
[illegible]人俗[illegible]

社中

社中とは[illegible]俗[illegible]流の法これをいえり社[illegible]と云[illegible]

の恵遠法師庭[illegible]の蓮池に白蓮を植て[illegible]の会と白蓮社
と云劉遺民・雷次宗・宗炳等の十八人集会して[illegible]恵遠[illegible]
[illegible]十八蓮社と[illegible]謝霊運[illegible]の社[illegible]
雲運が[illegible]と[illegible]
の集会を[illegible]芭蕉の友人
[illegible]師の[illegible]白蓮を
植て[illegible]を集め蓮社を[illegible]
[illegible]俗[illegible]社
[illegible]謝雲運[illegible]社に入[illegible]
[illegible]の社中[illegible]
[illegible]
[illegible]

て嗚呼俗儀を押て和とせざるべからず

俗儀

為文部ちにひとしきなる中に文章なるものあるべきと或へいふて異儀術禮東俗と云ものあり
書りにわしるべて儀と書りかの為実力国風のごとく
業所人場ちに郡界のあるべし文部長に修る東俗ら
ひくなるひしなるべし文を東俗俗ちに俗所
と考ずして相似るべつのに儀と対するべし俗者
俗ちに東俗所の長所を術家ものに雷儀多俗あり
事ふるべて儀べし自儀ものに儀所ちにものを

紅藍染

紅藍染と藍服ちにふるべなり殿の姐己為の元年
に対ちて立て用ひて服ものを染ふかりて藍とりの藍
芳の紅花ひるの色ちにいや本色の列京上の新東澤
などの表ちに嗚紅を竹国ちにされ

過書船

過書船は異代の御国初る者切の不民と御ふ者に御仕法
と為ちにて為ちに所と朝に後まて法ものを為る書ちに
とちにへ為ちに所ちに唐書の人ちに諸藩開洋及乗
船代上下浮津者皆賞有過所ちて文順和名抄

中ごろ又天道教と称ずる法門を渡世とすることは
世を隔てゝ外俗離隔せる形せる法形といえりしこと
伝見の様無きものゝごとく伝見猶深の地なる處を
てやうなる房舎にいえる過所に那常にて過言なるべき
なり

坊

坊は南都　太子は沙弥なる劉勝が称名に坊の別名なること
有賀氏要覧の坊は區院やとあれども仏の後なる
坊にいえるも理ふかくてくるべなる
太子の鉢舎と春屋の坊とは立名なるべきなり

太子ら沙代をとりしなるべきと坊とは称せるは基と偶ものゝ中の物の外
師の御人何坊其の坊と自称するも文雅を去る事
ゆえなる明なりと笑ひ

食（しこう）卓（ばう）

食卓とは合りものと称する卓の名なる合卓（おうと）とくるべき
なる膳部とは仏なる人を仏なるは毎食卓或は
卓子（こうし）なるべきて食物のなると思べきは和しと或人いえるべ
如何の風は沙弥膳上なるもの食物配膳のべきべて膳膳
しなる仏なる合りものは面でなる合りものとなる沙弥

[illegible]

扇撰

扇窓にて世の紅紙にて雑形ふし[illegible]の絵[illegible]
よい陽明の師好[illegible]や仕あるを[illegible]
流るるものの[illegible]世俗陽明[illegible]
を通るに有り[illegible]
[illegible]や[illegible]京師四条高倉[illegible]

蛭蚓略

蛭蚓[illegible]本性[illegible]
[illegible]に天竺[illegible]書に習[illegible]

[illegible]人[illegible]
[illegible]
事[illegible]千載[illegible]
有り天[illegible]の白[illegible]山[illegible]の高[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

九穴銭

九穴百文の銭い測量類通[illegible]品[illegible]実に[illegible]
[illegible]円の[illegible]通[illegible]
[illegible]

都（スベ）て国俗の異なるは日本に於て最甚しとす故に伊勢長尾
将監が深甲を持て系譜を考られしを始めとして系譜を作る者
多く人々家々毎に古俗を用ひて其名目区区なり
右の俗に入りて割り分ち敵味方の区別
甲いと初めて九郎義経と称し
傷に当るを敵九郎神と名付
て其名を用ひ
其用と成り
定て国俗と成て
るを以て
此
九郎と称し
敵員を二十文と
用ひ来りし故六郎殿
丁銭
二八の数と分て九文を

まで本俗の船ませざるとき民こるとも麻の苞に茅
苞の種とのて元陸せ〜た苞ゑと種(エ)とそ所るこあき茅
と頭〜に通ふ元茅屑麻ゑまうとん所を割〜
小紙に見るのこと〜い信ざる民常にあるとも物りいる
非通ふ所に方角の垂に猫所注のまひ物ゑとそ
ところのこと〜ゑと描(カク)りう元茅屑所ありと種で
てホクリ所市とうう山岡所いふり〜ちを生ひてこれを
三所ゑ文が信ゑ〜せうゑ文塗所のこうい茅屑

粽

本名粽と称ところのい茅巻て巻〜たちるものゑ物

粽(アク)粽とは初夏の物とて初午初とうう
ゑ〜茅ゑいてゑ形ゑにゑ〜ゑ京師鳥羽の川端
道平の茅ゑ〜所ゑにゑ茅巻ゑのゑ藁(ワラヅト)ゑいうる
ゑの形のゑ〜ゑと折るゑ所ゑ定述坂の壺
のゑ元ゑと粽茅巻ゑいうゑ形の似るゑ物ゑ毎ちゑと流
茅巻ゑ〜ゑ京言のゑ〜ゑるゑど例のゑ名賛美の名ゑれば
茅巻ゑ名ゑ物ゑむゑゑん所易く物の陰〜いるゑざゑ所
ゑ〜ゑゑ

絆(ゼン)のつる

手代の用物茅ゑ迦白ゑゑ絆(ゼンノツナ)ゑいうゑのゑゑ〜ゑ年

第五の法人戒名をもて法の法これを廻向す佛の事
由い齊の田横海島に義を其子を殺すこと
樵夫縄をもてしくしくに悲歌を唱へられ挽歌のたぐひ
甚だ索を佛とする有る人を吊する索の人を吊する索も
俗て人を吊する義を吊の字往古完所のときい人死て
のち野に捨てる義の事なり雀に見び雀とん見
を吊ふ義ふりをとしてとしてしるし敢の吊の字今変の字
なり

鷹のみちの羽

鷹のこしの羽とは鷹の右羽のことや右羽のことを
剣のこしの羽とは鷹の左の羽のことを
みとりやたのもにそなへ武家の方に用ひ玉
ふ羽とは鷹の左の羽のことをふるよりの羽のさきなり
こしのこしにのみ羽のこしの

合羽

紙をもて制せり雨衣を分明とい沼尓牡角樂翅の花開
かへりとよりの羽折のごとくかへりの羽折のごとく
とつて十重分明なる衆分なるべ
とつて十重分明なる衆分なるべ

碇凡

碇凡を男廿十六をもとをもてしやしやの碇の義

[illegible]人あり風を防ぐに九の勢ある所二八の事ふたみとと
宣厚原の柱勢る百浄ふ為[illegible]

○記清紙

紙の奥と上へ清るを記清紙とて[illegible]沢山記後上のあるを
神明の印名を記すゆへにこれをもれなりて事と上へ切ぐ
るを薩戒記ふ[illegible]

○風呂敷

湯上りいなく風呂敷とつかるを利用めるを浴の食事用し
[illegible]の[illegible]ぐるを[illegible]紙は表裏を
つるを[illegible]と湯上りに[illegible]人有[illegible]風呂敷を[illegible]と浴衣乃

[illegible]表紙の物の名[illegible]今西国にて風呂敷のもふ
[illegible]平泉[illegible]の名[illegible]浴衣[illegible]表裏
包紙[illegible]の酒世[illegible]言ふ布紙[illegible]西[illegible]ふ
[illegible]ん[illegible]紙[illegible]京[illegible]
[illegible]の[illegible]
宣風[illegible]

拾遺[illegible]

みやこどり古枝屑[illegible]
と流れたのぶ家[illegible]平泉[illegible]

○歌に朔字

中御門宣胤卿日記永正四年閏十月一日に自懷紙奉書

督 基音卿 恢々まこと有歌

さゝろある　男にとられてこと申ふる

あつまのくにのこともいちるの

彼此と歌、閑子二年の事也代万葉に公宴をとりて

ら仮宴歌 芸門 兼任元年三度嘗月 遊松上 詠

たゝ一の作

男とまとと又むすく

松をは月のつゝみもたにける

あるいは又見事なる事なれども万葉門角年の

懐紙之 新古今 各体一見可載 公宴可為故実 弘年の

ことゝ歌年の事之

○菊の歌

菊葉集に一首のつゝたれより採載て見れ御製なる

裏国史巻十四巻に載られていまゝ延暦十六年十月曲宴酒

醒皇帝歌曰

己乃己呂乃志見穂乃阿米余菊乃浮素

知刊曽之奴倍波河多良薄乃香字

嘗嘗拾遺に万葉に沈侯帝天平寶字年中とその考と

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○梅の歌

日本記に茶天皇紀に[illegible]衣通姫乃ものに御寵[illegible]

たゐの[illegible]て梅とよなるめさせられて御製

波那見波[illegible]佐[illegible]區[illegible]梅[illegible]泥[illegible]等梅[illegible]

波柳區波梅[illegible]波[illegible]和我梅[illegible]留古[illegible]

[illegible]細しい梅をほめる歌として衣通姫にたてまつられ

[illegible]

[illegible]細い細枝の[illegible]百[illegible]もよりて梅の咸をさくものづ

なる黒咸を梅ちらすかのあとのづゝ衣通姫のかゝれ人にたとへなす

早き乃咸を梅とりてゆゝ

秋咸[illegible]衣通姫なりたゞ我のゝ衣通姫のゝ

梅とものづゝはゝ[illegible]おの人とゞのでとゝ[illegible]

[illegible]梅[illegible]

にいうけのうとばん

○つはね

世間物語[illegible]の巻里の人ゝいろりて[illegible]所[illegible]付る

なる屏風木下ばゝとをもきはゝ[illegible]

[illegible]

○後亀山院御製　詞葉集

[illegible]

古語曰帝王之學亟藝亟文亟武之威主德爲

最下　治世之術莫不以帝王之御威爲[illegible]

亟藝亟文の御[illegible]をはぢめたりして天下[illegible]

[illegible]

[illegible]

○雲の[illegible]

新撰髓脳　　橘中納言師時

[illegible]

契沖師のいはく是いにしへよりなきものゝうにたゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

今川了俊の書きたるものに和歌の篇と云ふと一巻有りその中に
内裏より節会の歌篇集めさせぬるつきとけたる〜せられるに物き
りよと仰ぜられ侍りけるとて〜てあの歌ゆ〜みてとゆ事
を和をもるのとて

それ侍ることをよろこばれ侍りけるものの物も我も行〜こゝ法に

又いたく思ふ内裏にて節会の歌篇集めさせ侍りけるに
のりをとこの侍あられなくつきたとて〜てあの事ゆ〜して
〜られ侍をもるとて

仕のるくに人のゆゆしきにものひとるこゝ花のなることゆ
今時似たるものゆ節会よりつの九上を歌篇

今時のおたのおいまゆ侍るゆ花の名歌ちりれ侍
仰せられ侍りけるゆ〜ゆ侍ゆ歌篇ゆ侍るゆ
ものとゆ〜ゆ侍ゆ歌の流を侍世ゆ仰ゆ侍ゆ侍ゆ
なるべし

○大伴と大友

又いたく〜ゆ八別姓ゆ大伴を道臣命ゆ申して侍れ我ゆ
系ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ大伴ゆ侍ゆ侍ゆ大ゆ侍
ゆて大伴ゆ侍ゆ大友ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ
ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ
ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ侍ゆ

[illegible]

○常世の國

垂仁紀 [illegible] 曰時天照大神誨倭姫命曰是神風伊勢の國常世之浪の重浪帰國也　又曰田道間守至自常世國　雄略紀曰水江浦嶋子到蓬萊山歴覩仙衆

[illegible]

舊事紀曰天照大神中畧乃入于天窓閉殿石戸而幽居中畧往常世國　日本紀[illegible]名命行々至熊野之御碕遥適常世國

○貓鼠類

一貓　本草綱目巻五十一獸部時珍曰貓苗莽二音其名自呼陸佃云鼠害苗而貓捕之故字從苗禮記所謂迎貓爲其食田鼠也亦通格古論云一名烏圓或謂蒙貴即描非[illegible]矣亦云貓有病以烏藥木灌之甚良世傳荷醉貓死引竹物類相感然耳

○今按我俗傳貓疫以銅屑雜魚肉餌之必愈近曾試之似有功然藥餌遲則亦不活

一酉陽雜俎後集巻八段成式云貓目晴草圓及午豎立斂如綫其鼻端常冷唯夏至一日燈其毛不容蚤虱黑者膏

中逆ニ循フ其ノ毛ヲ即チ若シ火星ノ俗ニ言フ猫洗面ヲ過グ耳ヲ則チ客至ル楚州ノ謝
陽ニ出ス猫ヲ有リ褐花ナル者 靈武ニ紅叱撥及ビ青驄色ナル者アリ 猫一名ハ蒙貴一名ハ
烏員平陵城古ノ譚國也城中ニ有リ一猫常ニ帯ブ金鎖ヲ若シ蛺蝶ノ士人
往々見ル之

一 猫睛 朱翼 貓睛辯ス十二時ヲ子ハ為ス時先ト故ニ猫食フ鼠ヲ

一 納猫 俞宗本納貓法 凡ソ買ヒ貓ヲ用テ斗桶等ノ物ヲ以テ袋ニ盛ル之ヲ勿レ令ルコト人ニ
見セ至テ家ニ 討ル筯一根ヲ 和猫置テ於桶ノ内ニ盛ル之ヲ毎ニ過ル水溝ニ 鈫ル泉ヲ將テ
石ヲ置ク之ヲ使ム不ラ過ギ家從ヒ吉方ニ歸ル 取テ猫ヲ出シ 拜シ堂竈大畢將テ猫ノ
筯ヲ插ム于土堆ノ上ニ使ム不ラ在ラ家ニ撒ス屎ヲ然シテ後復タ床ニ睡ル勿レ令ルコト走出
為ス法ト也

一 和訓 和名類聚鈔 貓ハ和名祢古萬似テ虎ニ而小ナリ能ク捕テ鼠ヲ為ス粮ト
契冲雑記 猫ねこ 鼠子待の略 欲鼠の類ふつふねこといふあれば
ねことのこいふハ略語の中のをゆり省ぶし 猫の性鼠にても鳥
までもねらんと思ひてねぶりをもするやうにて待とつけたるを
真淵頭書ニ云 猫ハたゞ睡獣の略なるべし けものゝけの字反じ之
或人苗の字にはをそてるへけものといふハよろし 今按或説
あさくさめると猫とハ 秘蔵小夜ふけてあさくさめふあひぬ
るろこえひさくまのうらめれてる

一 猫命婦 小右記 長保元年九月十九日内裡ノ御猫産ス子ヲ女院
左大臣右大臣有リ産養ノ事 有リ衝重椀飯納筥之衣等猫乳

母馬命婦時人咲之奇怪事之

枕草紙

一靈猫 本草綱目獸下云藏器曰靈貓生南海山谷狀如貍自爲牝牡其陰如麝功亦相似異物志云靈貓一體若雜入麝香中不能分別用之亦如麝焉。○今按香狸神貓淨貓皆靈猫之類

一呶 群書纂要呶呼貓聲

一山貓 野史山貓生八丈嶋形最長大常棲山中亟崖捕鳥爲粮動入人家衒去小兒啖之

一鼠 本草綱目卷五十一時珍曰家鼠即人家常鼠也以其尖喙善穿故曰鼷鼠其壽最長故俗稱老鼠其性疑而不果故曰首鼠嶺南人食而諱之謂爲家鼠鼠字篆文象其頭齒腹尾之形

正字通鼠賞呂切音暑六蟲善竊晝伏夜動四齒無牙前爪四後爪五尾文如織無毛俗稱鼠爲耗蟲易繫辭艮爲鼠

雲仙雜志山中謂鼠爲社君又水鼠穴水旁岸隙似鼠而小食菱芡魚鰕又水鼠東方朔云生北荒積氷下皮毛柔可席

一鼠王鼠母酉陽雜俎舊說鼠王其溺一滴成鼠一說鼠母頭脚似鼠尾蒼白銳大如水中者性畏狗溺一滴成一鼠時鼠突多起於鼠母ヒヒ所至虎動成萬萬鼠其肉極美也鼠食死人目睛則爲鼠王俗鼠齧上服有毒齧衣欲得有蓋無蓋也

一璞西京雜記巻六王之未埋者爲璞死鼠未屠者亦爲璞月之且爲翔車之輒亦謂之翔名齊實異所宜雜也

一仲抱朴子鼠百歳則色白善憑人而ト名曰仲ト能知一年中吉凶

一鼠戲五雜俎長安丐者有鼠戲鼠至酒非可教者不知何以習之

一捕鼠秘苑俗解捕鼠法鱉ノ中ノ黄ナル物ヲ陰乾ニシ安息香鼈甲芸香ト共ニ和屋ノ中四方ノ壁ノ上下ニテコレヲ焚ベシ鼠自然ト走リ出テ人ノ前ニ至ル捕テ野外ニ送ルベシ殺シ傷ルコトナリ悉除去ルノ良法ナリ

一和訓和名類聚鈔鼠昌與反和名稱須美○又鼠ノ名見えたり

一鼠國述異記西域有鼠國大者如豹中者如兎小者如常鼠頭悉自商賈經過其地不祈祀則鼠人衣今按我俗謂爲鼠隠里者是ナリ

一火鼠 正字通火鼠出西域及南海火洲山有野火鼠産于中甚大人取其毛績之號火浣布遇汙燒之即潔

一鳥鼠 鳥鼠山鼠尾短形如家鼠鼠在内鳥在外爲牝牡右事文後集見

一田鼠 月令季春田鼠化爲鴽 鴽ヲ鷹ニ作ル悪リ

○鼠種類最多 鼷鼠 郭璞云其大如拳其文如豹 說文云鼷鼠小鼠也食人及鳥獸雖至盡不痛 和名鈔云鼷鼠上音奚和名阿末久知祢須美 亦有鼯鼄 和名乃良祢 亦有鼵鼄 和名豆良祢古亦有鼱鼠 和名毛美鈔云俗無佐佐比亦有鼣鼠 和名以太知亦鼵一名鼣 和名宇古呂毛知常在土中行若見三光即死者是矣今按鼵鼠性畏檐馬音若樹間掛之則鼵鼠不壞其根

○猫鼠類追加

一猫五德 揮麈新譚萬壽寺有彬師者善謔嘗對客猫踞其旁彬謂客曰言雞在五德今吾此猫亦有之客問其說曰見鼠不捕仁也鼠奪其食而讓之義也客至設饌則出禮也藏物雖密能竊食之知也每月入竈信也客聞之爲之絶倒 明麻城王非雲之複筆記

一女三宮猫 源氏物語若菜上 [illegible]

[illegible]

又若菜下

[illegible]

[illegible]

一貓牝牡 本草綱目時珍曰俗傳牝猫無牡但以竹筯擊斗祝竈神而求之亦孕此與以雞子祝竈而抱雞者相同俱理之不可推者之

一貓肉 時珍曰易簡方云凡預防蠱毒自忌食猫肉則蠱不能害此亦隋書所謂貓鬼鄣道之蠱字附后治鼠瘻核膣或已潰出膿血者取貓肉如常作羹空心食之云云傳之法也

一咆哮 五雜俎 咆哮貓互相戰之聲

一銀貓 東鑑 文治二年八月十六日午刻西行上人退出頻雖
抑留敢不拘之 二品賜以銀作猫被充贈物上人作舞領之
於門外與放遊嬰兒是請童源上人約諾東大寺料爲勸
進沙金赴奥州以此便路巡礼鶴岡陸奥守秀衡入道有
上人之旧也

一山貓 徒然草 奥ふかき所にすむなるべし人をとらんとうかがふ
のいとしのびやかに心をかたちもあらためずもの
くさるまもなくまもるに猫のあくびをしたるを
とらんとなり 何阿弥陀佛ととなへつゝ
連歌三句法師の行願寺の辺にすみけるとぞ

一倉則鼠 史記李斯傳 太倉之鼠飽食而不驚厠下之鼠穢
穢而畏人 云云

一社鼠 爾雅翼 管子曰社東木塗之鼠因往託焉燻之恐敗
其木灌之恐敗其塗此鼠所以不可得殺者以社也

一鼯鼠 前漢書東方朔傳 譬猶鼯鼠之襲物 今按本草
綱目時珍曰鼯鼠音劬青似鼠而小即今地鼠也
○又爾雅說文有鼷鼠 鼷鼠皆無攷證

一鼷鼠 三輔決録漢光武得竇攸曰鼷鼠今按鼷鼠小
鼠也俗呼爲波通可補須微者是

一鼠量　書言故事飲酒辭量窄稱鼠量

一鼠牙　詩行露誰謂鼠無牙何以穿我墉又相鼠篇相鼠有齒人而無止人而無止不死何俟

一鼠腹　莊子逍遥篇鷦鷯巢於深林不過一枝偃鼠飲河不滿腹

一鼠膽　酉陽雜俎　鼠膽在肝活取則有

一聚鼠　五雜俎　安息香能聚鼠其烟白色如縷直上不散又狼糞烟亦直上故烽堠用之

一投鼠　賈誼策議曰欲投鼠而忌器鼠近於器尚憚不投恐傷其器況貴臣之近主乎

一鼯鼠　荀子鼯鼠五技而窮注技才能也五技謂能飛不能上屋能緣不能穿樹能遊不能渡谷能穴不能掩身能走不能先人

一鼠祠　太平記　白河ノ御宇ニ江ノ師匡房ノ兄三井寺頼豪僧都トテ貴キ人有ケルヲ被名皇子御誕生ノ御禱ヲゾ被仰付ケル頼豪勅ヲ奉テ肝膽ヲ碎テ祈請シケルニ氣保元年十二月十六日皇子御誕生有テケリ帝感感ノ餘リニ御祈ノ勸賞宜依請ト被宣下頼豪年來ノ所望ナリケレバ他官禄一向ニ是ヲ閣テ園城寺ノ三摩耶戒壇造立ノ勅許ヲゾ申賜リケルニ山門又是ヲ聽テ歎ヲ奉テ禁庭ヘ訴ヘ

先例ヲ引テ停廢セラレト奏シケレバ無力三摩耶戒壇
造立ノ勅裁ヲ被召返ケル頼豪是ヲ怒テ百日ノ間髮ヲ
モ不剃爪ヲモ不切爐壇ノ煙ニフスボリ嗔恚ノ炎ニ胸ヲ焦
シテ我願ノハ即身ニ大魔縁ト成テ玉體ヲ惱シ奉リ山門ノ
佛法ヲ滅サントスフ悪念ヲ發メ遂ニ三七日カ中ニ壇上ニシ
テ死ニケリ其怨灵果メ邪毒ヲナシケレハ頼豪カ祈リ出シ
奉リシ皇子未タ御母后ノ御膝ノ上ヲ離レサセ給ハテ忽ニ御
隱レ有ケリ其後頼豪カ亡灵忽ニ鐵ノ牙石ノ身ナル八万四千
ノ鼠ト成テ比叡山ニ登リ佛像経巻ヲ噛破リケル間コレヲ防ク術無
術シテ頼豪ヲハ社ノ神ニ崇メテ其怨念ヲ鎮ム鼠ノ死骸是也

盛衰記
又同之
テイヨウ
ノリシ

一竹塚　盛衰記　清盛左衛門佐タリシ時大内ニテ鶏ノ聲ヲ
ス化鳥ヲトル是ヲ毛ニユウ鼠ト云モノ也毛ニユウハ鼠ノ唐名ナリ
博士ノ占ニ清盛取止ルコト吉祥也トイフ南臺ノ竹ヲ召シ
テ中ニ籠テ清水寺ノ岡ニ埋ラレタリ御悩ノ時勅使立テ宣
命ヲ含ム時毛ニユウ竹ガ塚ト云フ是也　福安

○鼠ノ種類　鼯鼠　田鼠　鼬鼠　隱鼠　偃鼠　鼠母　鼬鼠
竹鼠　土撥鼠　黄鼠　貂鼠　鼬鼠　食蛇鼠　蟹鼠

○トンドウ

一蒹葭堂云　田氏随筆ニ云
堂上方ヨリ献セラル、竹ニ扇子短冊ヲ付下ノ紙ニ姓名ヲ

記ルナル、之是トゾントウヲ拝ヤリコレハ朝参ノ仕テノヤクヲ
シ時白赤ノ鬼出テ舞フ是有土帝門ノ鼻宮之所謂唱門師
ヤリ

○五辛考

西土ニテハ練形家道家佛家トモニ五辛ヲ忌ヨシリ、品ニハ異
アルニヤ我邦ニテハ佛家之外五辛ヲ忌コトナク其品僧尼令
義解ニ載ラレタル外ニ異說モナケレハサノミ考ヘモアラ
ネ唯興津ノミタミカニリレト辯（カタク松岡玄達ノ五辛考
貝原篤信ノ倭爾雅源君義朝臣ノ東雅伴部安宗
ノ五辛考深草ノ僧元瑞カ五辛辯等モ皆サタカナラヌヤ
此度ハカラスモ深江輔仁カ和名本草ヲ見ルヲリシコノ
書ハ源朝臣ノ倭名類聚抄ノ序ニ大醫博士深江輔仁奉
勅撰集新釈倭名本草ヨシハ聞エタレト誰見シト云人モナケレ

ハ世ニ絶ハテヌルヿヤト思ヒニカクテノアタリ見ルヿカト愛ホ、エ
ミテヨミモテユクマニ又ハカラスモ興淀ノヿ記サレタルヲ見レハ年
月疑チニトル筆ノワカノマニ晴テスルスミノ昔メルヿノ有ンヲモカ、
リミスカキヒルヒ〻同ジ心ノ文カキニモ見セントテナン

○僧正仝義解云五辛者一曰大蒜二曰茖葱三曰慈葱四
曰蘭葱五曰興渠也亀曰戾本又集解法曽至要抄茖伍興慈葱
易地捨文抄引本文慈作葷
此説梵網経ニ據レタリカノ経ハ羅什三藏ノ譯ニテ二巻アリ
巻下云若佛子不得食五辛大蒜革葱蘭葱興渠是
五種一切食中不得食若故食者犯軽垢罪ト見エタリ按
謂ヒ革流行本作茖トアリ是明本ナリ革ヲ茖ニ作ルハ
古本也唐ノ恵琳カ一切経音義ニハ茖葱トアリ爾雅
説文等ノ書ニモ茖ハ山葱ナリト見エ唐本艸ニモ山葱
曰茖葱ト見エタレハ茖ニ作ルニ從フヘシ

○大蒜（オホヒル ニンニク）
本艸本経ニハ葫ト云陶弘景曰今人謂葫爲大蒜謂
蒜爲小蒜以其氣類相似也輔仁和名本草頂倭名
抄トモニおろしるトヨミテ今ノ俗ニにんにく又はるにん
にくト云関西ニテハろくゝ〻関東ニテハひるトヨモノナリ

○茖葱（ヲキ）
證類本艸ニ本経ノ葱實葱根葱汁ノ下ニ蘓恭注位
ヲ載テ葱有数種山葱曰茖葱ト見エ順和名抄ニ葱

人字ヲ拳テ蘓敬ノ註注ヲ引テ葱ノ字ヲハぎトヨミタリ
今ノ俗ニハ云ところ〻又ねぎ〻ナト云モノナリ
或説ニハ茖葱ハきゆ〻ぢやにんにく又稚宣にんにくナト云テ葱ト
ハ差別アルヨシナレト此ニ云所ハ中ニアセ名葱ノナルベシ又葫ヲ
モ大蒜トシルシタレハ必ニ字ヲ用ルカ爲ナランモシルヘカラス

○慈葱 ワケギ

一本草綱目ニ李時珍曰冬葱即慈葱或名太官葱謂
其莖柔細而香可以経冬太官上供宜之ト見須和名抄
ニハ冬葱ヲふゆねぎトヨミタリ今ノ俗ニハうるけぎト云モノナリ

○蘭葱 ノビル

輔仁和名抄草ニ蘭葱ハ小蒜一名野蒜 已上出兼名苑 和名古比留
トアリ小蒜ハ順俗名抄ニモこひるヱめひるトヨミテ今ノ俗ニハ
のびるト云加賀ニテハ和んるトヨモノナリ 義解ノ印本ニあさつきトヨミシハアヤマリナリ

○興渠 アサツキ

輔仁和名本草ニ胡葱一名興渠一名倉高 已上ニ出兼名苑 ト見
エタリ俗名ヲ記サザレド胡葱ハアサツキ也證類本艸云蘓
恭注云胡葱莖葉麤短根若金釵又圖経曰胡葱類食
葱而根莖皆細白又云莖葉微短ト見エ本草綱目ニ名
蒜葱又回回葱ナト云テ今世本草ノ書ニ通達セシ人ハ皆
あさつきセトリ云ナル摺寫ノ会義解ニ蘭葱ヲあさつ

ヒトヨミシド誤ナレト興渠ナクンの物トヨメルハイカニモ
サニヤト覺ユルニアハセテあさつきノ異名ニ呼タラコモシルヘ
カラス　アサツキトハ東雅ニハ和名抄ニ島蒜ノ字ヲあさつきトヨミシニヨリテ
日本紀ニ島字讀テあさつきト云ハ韓国ノ方言ナルヨシミユタレハモト是
彼方言ニ出シモシルヘカラス或人ノ說ニ蒜ヲヒルト云ハナヲ畫ト云カ如シサレハ其語
ヲカヘシテあさとゝなりちゝとハ朝なりつハ詞助なりきハ昂然なりト云なり如何
ニヤ有ンヘキト見エ物類称中ニハ根深ノ字ヲ用ヒタル名ナルベシトゝ云何レカ一ナラシテハ難ヘサレトモモトヨリあさ
つきト云ル名アリシヲ下弦月ニ思ヒフシテクンの物モト異名セシモシルヘカラス
順和名抄ニ懷香ヲクンの物トヨマレタレトワレハ今〳〵い
さゝ〳〵ト云モノ也草類ニ收メラレテ葷菜ノ部ニアラサレト
五辛ノ中ナルヘシトモ思ハレス古今和歌集墨滅歌ニモエ
タル物名ノクンの物もコリをとりたるのホやなりとHホトナラ

ヒ入ラシニハ懷香ニテモアルヘキニヤ倭名トテモ同名異物ノ二ツ有
ナレハコレモ又一概ニハ云カタカルヘシ

再按ニ五辛名
梵本ニハ倭ニヤ
有ヘキ唐土ニテ
議譯ノ時ハ必
現在ノ物モテ譯
スヘケレハ興渠
阿魏也ト云シヨリ
ハ胡葱ノ異
名也ト云モ穩當
ナルヘキニヤ

輔仁和名本艸ニ興渠ト云ル物ニ種アリ一種ハ胡葱
一種ハ薰渠一名阿魏出泥羅門方一名興渠出遺拾和名曾良之トアリ興渠ニ草本ノ二種アルヿヲ辨ヘテ先
達ヨリ五辛ノ興渠ヲ阿魏ナリト云阿魏ニモ又草
本ノ二種アリ然レトモ草阿魏モ元蠻種ノ物ナリ
本草綱目ニ阿魏ニ草木二種アルヨシヲ云草者
出西域茶曰生而番及崑崙苗葉根莖酷似白
芷體性極臭而能止臭亦爲奇物又婆羅門云

董渠郎是阿魏ト見エ木者南番爾陽雜俎云阿
魏木生波斯国及伽閑那国即北天竺也木長八九尺
其色青黄三月生葉似鼠耳無花實其枝汁出如水
久乃堅疑名阿魏ト見エタルニテシレヘシ阿魏いもト共諸也

○拾芥抄ニ葱葱ハナクテ薤葱ト記サレタルハ大ニ異ナレトソレモ然
ルヘキカ薤ハ輔仁も頂もおろしらトヨミ新撰字鏡ニハなめをしらト
ヨム今ノ俗ニはらト云上総ニテハふるゝじト云ナリ倭爾雅ニ辣韮
ナリト云リサテ法曹至要抄ニモ報恩経ヲ引テ蒜ヲ食者ハ七夜
葱ハ三夜薤ハ二夜身ヲ浄テ仏菩薩ヲ入テカリヘシモ然ルヘキニヤ

さ五辛考ハ寛政三年夏鞍池子源弘賢之生ノ考之

○ぬさ幣久ら

後撰集ニ
[illegible]
[illegible]
けるハ[illegible]
きしのあさゆふなみにうちかけて[illegible]
乃[illegible]
河海抄ニ
いろ[illegible]
らの[illegible]
らんと思ふ[illegible]

日駄防御受戒記ニ鉄石ノ水瓶ニ細藤行縢袋ヲ[illegible]

[illegible]

又[illegible]ふるとて荒紅葉のそまるやゆきのふる波也

せるの月は[illegible]の十の源[illegible]

古今和歌集[illegible]

神[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○蠟燭

一倭名抄ニ蠟燭唐式ニ曰府監每年供蠟燭七十挺トアリ

唐ノ比ハ蜜蠟故ナリ物ト見ヘタリ順カ倭名鈔編集ノ

時分日本ハ渡(送)リシヤ本朝綱目蟲白蠟ノ條ニ時珍曰唐宋

以前燒燭入藥用白蠟皆蜜蠟也之ヨリ以來始知之今則爲

日用物矣 日本ニテ今イボタ蠟トシノ類ナルベシ漆ノ子ヲシボリ蠟トスル事嘉

靖三十一壬子年ヨリ萬曆六戊寅年マテ九廿七年ノ間編

集スル所ノ本草綱目ニ不見嘉靖壬子ヨリ萬曆戊寅ハ

日本天文廿一年ヨリ天正六年ニアタル文録三年七月廿日

泉州堺ノ津町人菜屋助右衛門ト云者呂宋國ヨリカヘリ

秉吉ハ唐ノ傘蠟燭千枝生麝香ニ足敵シタル事太
冏記十六巻ニ見ユ文録三年ハ明ノ萬暦廿二年ニ當ル此
比ハ西土ニモ蠟燭多クアリシト見ユタリ是モ其白蠟カ菊園
カ世事談ニ是ヲ日本ニ蠟燭アルノ始メト云ハヾシカナラス
本草綱目ニ漆ノ子ヲシボリ蠟トスル事ヲ見以是考
レハ漆ノ子ニテ蠟ヲ作ルハ日本ノ製作ト見ヘタリ何ツノ崎
ノ國ヨリ製初メ候ヤ

右忠寄考

女貞 釋名蠟樹 和名イボタ

書木敦書編集ノ昆陽漫録ニ農政全書ヲ引テイ
ボタ蠟ノ製ニ様アリ敦書ノ註ニ細ニ細葉ノイボタニ其
蠟出来大葉ノイボタニハ蟲蠟出来サルヨシヲ云リ

貞丈云

けるあらんよりは蠟燭考に見たる為考書なれども
入り硬ノ大オニテ葉とは[illegible]
[illegible]

職員令主殿寮曰頭一人掌中務燈燭松柴燎義解ニ
曰謂油火ヲ爲燈蠟火ヲ爲燭

本朝通志ニ和名抄ニ蠟燭

忠寄云日本律令ヲ撰ニレシハ養老二年也唐ノ玄宗
開元六年ニ當ル義解ハ天長三年十月日

千家俗寒含ゝ侍ニ使蠟燭ヲ[illegible]ゝと見ゆ
[illegible]ニテ[illegible]ゝよろし
蠟燭ハ本吾國ニハ無テ異國ヨリ渡ニケル物ニゾ有ベキサレ
ト何ノ時ニ渡来レルニヤ詳ナラス太平記巻廿三京軍篇
ニ桃井播守ヲ討テ候ヘトテ軍ノヤウヲ申サレケレバ蠟燭ヲ
明ニ燃シ是ヲ見タマフニサモヤト覚ナガラサスガリレト見
エスゝ云ゝ
蟻川新五郎ノ覚書ニ天正元年十月十三日ノ条ニ
上杉中務大輔殿ヲ[illegible]ニ[illegible]ハ蠟燭是
[illegible]ニ[illegible]ハ蠟燭ヲ

ニ私ニ[illegible]

[illegible]ハ伊勢ニ負[illegible]
[illegible]ノ[illegible]蠟燭[illegible]ゝ[illegible]

○髪ニ付ル油ノ事

倭名鈔十四巻澤釈名云人髪恒枯悴以此令濡沃也俗用ニ
脂膩ノ二字ヲ

忠寛按綿香油ナトヲ附フヤ髪ノ枯悴ヲナサシメルカ香
油ハゴマノ油ナリ
今ノ様ナル油ヲ附ケ髪ヲ結ハ何ノ比ヨリ始リタルカ是モ漆ノ子ヨリ蠟

ヲ取覺テ後ノ事ニテアルベシヤ俗ニ加羅ノ油トイヒ二ホヒノ
藥ヲ入ル故ニ云カ
貞丈云
[illegible]
貞丈云
髮付伽羅油
此物古代ハ無之樣樂ノ狂言ハ古キ事ナリ麻生ト云狂言ニ麻
生殿カ大郎冠者ニ髮ヲ結スルニ摺粉木ヲ持來テ頭ヲナテ
マハス是ハ何ナルゾト殿カ云ヘバ冠者カ是ハビナンセキトテ物ニ

候ト云事アリ昔ハビナンセキニテ髮ヲ固メタルモビナンセキハ玄
茂蔓也今モ用ル物也又元文ノ比七十歳許ノ老人ノ曰ク吊カ
若年ノ比老母ノ語リシハカ幼カリシ時ニテハ男女ニ或ハ海蘿
或ハ玄茂蔓ヲ以テ髮ヲ束子シカ近年ハ髮付油ト云モノ出
來タリト云ケルト云ヘ此談ヲ以テ考レハ江戸御入国以後世上
靜ナルマヽニ人々風流ヲ好ムニ隨テ如此ノ物出來シナルヘシ百余
年以來ノ事ナルヘシ此物ノ起曾テ古書ニ所見ナシ
アブラワタ
香油綿漫ニテ髮ニ付ル也水油ヲ用ルハ古代ヨリアリ類聚
雜要抄ニ長手箱ニ髮具化粧具品々掛子ニ入タル圖ニ

油綿 有盡ト見メリ 生

○青椿之事

或問世ニ則ノ中ヲサシテセツナントイフ何トモ雪隠ノ文字疑シ但孤アル二ヤ如何

信與答曰北雪隠甚誤リノ俗字之正字青椿ナリ如何トナレハ故隠筆記巻ノ三四十枚メニ南部史ヲ引テ曰蔵則以青椿菁癖以黄尾トヲリ此語ヲ見トキハ青椿ノ孤ニシテ又此語ハ青椿ト云ヘキヲ雪隠トアテ字ヲ書テ其正説ヲ不知ナリ又續学本志ヲ見ハ椿ハ避邪香ト記セリ故ニ人不浄ノ香ヲ去メメ則中ノ辺ニウエルカ唐ニモ南部代ヨリ青椿不浄ノ処ニ植ルヲ始之

青椿ノ事
和漢雑筆或問ト云書ニ見メリ此書ハ甚ニ偽書ノヨシナレド前ニ雪隠ノ方アレハナナミニミルヒタリ

信與姓氏不祥水府人

○月ノ桂ノ事ヲ桂男ヲ

或問和漢ノ人月ニ云月桂ト云テ月ノ中ニ桂樹アリト故ニ唐ノ詩人吾國ノ歌人ナト多ク月桂ヲ賦セリ又ニ月ニ桂ノ樹ノアルト云ヲ疑ヒナキヤ如何

信與答曰此事日格学史十三巻ニ十三枚メニ正臺ヲ疑ト云書ヲ引テ其説ニ昔碧寰ノ中ニ仙家洞底ニ百囲ナル丈ノ桂樹ヲウヘ此樹仲秋ニ至テ明月ノ光ヲ受テ嫦娥芬郁ノ花ヲ生ス此花卻テ月中ニ移テ其樹影万里ニミユルヨリシテ古来月ノ桂ト云ナラハセリ実ニ月中ニ桂ノ木ノアルト云フニアラスモト仙家ヨリ出ル浮説ナリ且又碧寰ノ仙人此ノ花ヲ取テ玉ノ屑ニ揉合テ常ニ

是モ同書ニヨリ信用シカタシ

彰子朱雀院ニ献シ月ノ桂ノ子アリ大同小異

吾ハ延壽ノ計ナリトイヘリ蓋又日本ノ俗說ニ桂男ト云有ト取合テ云リ是日本ノ俗ノ誤リニ是桂男ト云ハモト神書ニ出タリ其ワケハ彦火々出見ノ尊ノ兄火酢芹命ノ鈎針ヲサカシ給フ時海底ノ龍神ニ取レ玉イシに昭々出見海中ニ入鈎針ヲサカシ玉フ其時竜宮ニ至リ桂ノ木ノ陰ニ立玉フヲ竜女玉姫ニ人彼桂樹ノ陰ニタヽスミ玉フ火々出見ノ美形ヲミテ桂陰ニ立給ヒヽニ桂男ト呼ニトアリ又ヲ月中ノ桂ニ桂男アリト云ハ大ナル俗說ナリ

○月ノ兎日ノ烏ノ変

或問月ノ中ニ兎ヲカキ日ノ中ニ烏ノ畫変如何

信無答曰百丈錄第七卷月十二枚メニ月ハ陰ノ躰ニシテ西位スルトキ東ノ卯ノ方ノ影ヲウツス東ハ卯ノ方ニテ是卯ハ兎ヲウツストイフ意ニテ月ノ中ニ兎ヲカリ日ハ陽ノ躰ナレハ東ニ位シテ西ノ面ヲウツス西ハ酉ノ方ニ位ニ其意ニテ烏ヲカク極陰烏ニテ極ハ陽ニカヘルトイフ意ニテ烏ヲ陽ニカタトリテ烏ノ中ニテモ烏ヲカクトモヤリ

是モ同書ニアリ

○掛物表具俗ニ云事

一紙の角法如何なる事

一日行及なる事

一紙の角ゆるすなる事

一徹後のおもての事

一日数能の事

右は秘伝大秘事

一文字九分より長き事は無用なり

一中三寸五分より長く

一上下武分より長く三寸五分迄より長く

一ちりかたの間二文字と迄寸中二ぐりまきまく二文字と中三ぐりと中三ぐりと迄別えよりわり迄二文字とのはを一文字と中の間細と入中と迄細よ

中三ぐりとなりかふりしを

しの字こんの字の中ほどにてく

ぐ段ゑ落ち鼓

もちまんまとか

ひして表見と

文字に段落ち

弾者又そふ

ぎしぐ中三

ぐりしとそ

ぐ言葉うり

表紙の意あり

巻物れ巻紙

とつのす世とも

通例うり角

の巻物ゑ巻紙

御表こ有合

中に又細ぐりと入ぐよ細ぐりこりぐ八分まきまく

又一文字のちりかたのひらかたの間と入中と迄

又ちりかたのりと表りと入中と迄

もまかりとやしい

一ちりかたの間中を迄寸の表寸八分より二分との間

一ちりかたの間と迄寸の表寸一寸

ちりかたこ寸五分迄

一表紙行きのとすの細のとすと成

一軸の左寸七分より一寸と表の長さ

もりくしむりこ分ちりと

二角ヲ巻ノ柚表ヲ中ノ印一文字モ表ヲ右ヘ付ケ地ト横ニ[illegible]紙ヲ表ヲ[illegible]表紙ヲ表紙ヲ則[illegible]

一表紙の名所記り一ツ忠の所に一文字。所ノ。中ノ。如所

一常に表紙一文字中上下とる

一真ノ三ツ目ア一文字を迫ル毎中をはゆれと

いたしこと所ノ中と上ノ表紙ノ迫ルは上下とる

一三ツ目ノ所いつを地迫ル事中の上と開く也ル

所なり又上のすと所迫ルるもの所

一表紙ノ之ノ所ノ所ノ忠ア人所ノ忠

地ノ又一文字ノ人ノ表紙ノ風帯と一文字ノ人ノ表

月日

口傳 ヒラ

一色トハ上下

紙ノ地紙表

ヲ中ノ地

紙表一文字

用ル所ノ紙

表地ヲ所

ヲ中ノ上下

中一文字

ヲ用ル所ノ

ヲ表ノ地

色ヲ所ノ

地紙用ル

紙ヲ用ル

ヲ用ル表紙ノ

一紙ヲ合ラン合ノ紙ヲ合ヤ[illegible]

所人ノ出ル所ノ人常ノ大名ノ名常ノ出ル紙ヲ

ル文字ヲ表ノ付ル所ノ表紙ノ表紙ノ切ル

一一色ノ表ヲ[illegible]紙ヲ[illegible]ル紙ヲ[illegible]

ヲ表ノ付事常紙ヲ[illegible]

一合入ヲ[illegible]ル紙ヲ[illegible]ル忠

ヲ之ノ人ノ所ノ表ヲ[illegible]紙ヲ[illegible]

一所人ノ所ノ表ヲ合[illegible]紙ヲ[illegible]

一出ル紙ヲ[illegible]ル[illegible]

人ノ之ヲ紙ヲ

一座〳〵の書て給ふ物は其人の名字の下に花
の字を加へて上ゝ書也 其人の名字の下に
教と中し 一座に二人有の名字
有物用ゆる事
一軸上中下 上之 揺中之 出軸 又仏菩薩
の物をも今つゝの事
一表白の文は今の人の書たる事
はつゝの様なれ共 ゆ様は新
られたる事也
一座〳〵大名の名字の終にも文字あるは
也其ゆゑ部色之堂教事あり 部色とは赤白之のぶと
云こと同色にてのこゝろ
一世間の書る物も部色とかんとゝ
一仏壇に書て中に仏の表白二文字と又細書にて
ゆの字
一中に人名〳〵に二文字を入事所と云所に
二文字のなれを風帯の間に
中に書て中なれを風帯
一風帯にかぶせる物を
一物〳〵に書物
一書院に障子に障子八障子の中に
耳に書る也

一題紙の書式は事に応ずる

右書式の事は相応の書を以て定む相知れ

中義の書式を知る人時の長短のことく

工夫を行らるべし

一五悔 野外に中を書して二文字を上下

内の細くして行間を狭くして書すべし

さしのごとくかくの如く二文字を人常のごと

かくべし

一八景の八悔 それ中よりの八悔は色々一定

一四悔 野外に書式の書を右の三悔とする

存ずるに家題紙の書式のごとくなるべし

つねのごとくなるべし

年々の月々しるしをなすべし

小宮山昌世記

○三ヶ津之事

或問近来和俗ノ辞ニ京江戸大坂ヲサシテ三ノ津ト云

近頃文盲ナルヲヤ江戸大坂ハ船着ノ海津ナレハ津トモ

云ヘキナレトモ京ヲ津トハイカンソヤ此支誰ニ問テモ知ス

信無者曰ナルホト能キ問之此詞大ナル方言ノヤウニ思ヘト

余ワ〻〻按スルニサシ此詞ユルスヘキヤ如何トナレハ書經
又史記ナトヲ見ニ周ノ成王ノ都ヲ洛水ノ南ニウヲ給フト之
其例ニ依テ日本ノ都ヲモ洛陽トスヘキリ故日本ノ今都ハ
水ハナケレ共成王ノ洛水ノ都ノタメニ因テ津ト云テモク
ルシカルヘキニヤ是ハ余カ私說ニ過ギ博學ノ士ニヨリテタ
ツヌヘシ

○勸學院ノ雀之事

或問勸學院ノ雀ハ蒙求ヲサヘツルトヲ山ニ死アルヤ
信與答曰温公漫錄卷十二ニ左ノ如メヲ見ルニ司馬温公ハ宋ノ
代ノ大儒ニシテ天子ヨリ勸學院ノ學校ヲアツカリ給ヒア
ツカリ給ヒアルトキ温公蒙求ヲアミ給フニ温公ノ傍ニ居玉
フ童子ニ名ハ雀ト云モノアリ温公ノ側ニテ彼蒙求ノヲヲ
聞求ノヲヲ聞ナレテ後ニハ口ニソランシヌルホトニナリヒ
ハ是ヲ勸學院ノ雀ハ蒙求ヲサヘツルト云雀ト云字鳥ノ
雀ト心得ル故ニサヘツルト云ナリ是大ナル取違ヒ

○忍車ノ事

忍車ノ故事ハ唐ノ玄宗皇帝ヨリ出タルナリ玄宗皇
帝楊貴妃ト同車ニテ驪山宮ノ御遊ヒ常ニアリシニ後ニハ
百官大臣玄宗ノ朝政ニヲコタリ右ノ御遊ニメテ玉フヲ
歎キ諫言ヲ申上ケレハ夫ヲ忍ヒタマヒテ後ニハ車ノ輙ヲ

錦ノ切ニテ包ミテ車ノ音ノ外ヘ聞ヘヌヤウニナサレ毎度
ノ御遊ナリシカハ唐李高隱カ詩ニ無音車トモ作リ又
王維カ詩ニハ錦轍轆山君トモ賦セリ是ヲ日本ニ和ケテ忍
車ト名ケテ人ノ意慕ナトノ辞ニ人月ヲ包ム忍クルマト
云フアルナリ倩玄宗ノ故事ハ通鑑要纂百八十五巻ノ
三十九枚メニ出タリ

○五十三驛之事

或問日本ノ將軍ノ御在府ノ地ヨリ京都迄道五十三驛トシ
テ如何アリヤ
信與答曰是大ニ拙アリ梁溪謂志三十三枚目ニ此ヲ見
タリ唐ノ德宗ノ朝ニ金華縣ト云所ニ鎮守ノ將軍ヲサシ
置ケル其府ヨリ唐ノ洛陽ノ地マテ五十三驛ノ旅郵ヲトケル
故ニ唐ノミ谷カ詩ニモ五十三驛是皇別トモ作レリ此度ヲ
トニテ日本將軍ノ府ヨリ王城マテ道次ヲ五十三驛ト定給
ナルヿ稽林家ノ国史歴ニ出タリ

○二度ノ月ノ度

或問八月十五夜ノ月ヲカテ賞翫ナスヿ和漢ニ同ニ古
今和國ノ書ニ其說詳ナラス第好カ迚然ノ說ニ要宿
トテ今宵ノ月要トハ云星ニ宿ニ立ヘニ月光明カナル十ト
トノ說又近來ノ書籍ニモ皆月ヲ翫フヿヲ起リヲ

述テ十五夜ノ月ニカキリテ翫フヲ不説ユヘニ問フイカ
ナレハ古来ヨリ八月十五夜九月十三夜ノ月ヲ翫フト
ニ此ヲヲカニ
信無吾日先月十五夜ヲ婁宿ニアタルトシテ倩々笑ニ
アヘリアリ是ハ俗ニ天文者書ノ説ヲ信スユヘニシカル
所割ノ極リタル星ノ躔ハ尤ヤウニモアリハヘシサラ〳〵
毎年ニテカ八月十五夜九月十三夜婁宿ニアタレルニ
非ス但割所ノ通リ婁宿星ノヤトリニアタルニモセヨ
婁宿ニアタリテ月ノ光ヲ増トシテサラ〳〵他ナキ妄説ヘ
并好ナトトクト加様ナル所考ナキ故徒然ニモ妄ニ婁宿ノ

ヲヲ引リ又并好カ此分ニハ天國ヨリ此月ノ説詳ナル
書来ラヌ故ニ毎ヘサルカ近来渡リシ続副墨ニ十九卷
百十枚メヲ見ルニハ八月十五夜ノ月ヲ愛セシテハ前漢ノ惠
帝（漢ノ惠帝ニ主元年ヨリ完保元年ニテ千九百三十七年）代ヨリ行ル其説別シ
テ了ニアラス秋ハ金氣ニシテ月ハ水ノ躰ナレハ金生水トシ
テ八月ハ光能キモノナリ八月ハ月ノ中又十五夜ハ日ノ中秋ノ
中ニシテ十五夜ハ月ト日ノ最中ユヘ此夜ノ月ヲ取分貴翫（たふとぶ）
ヲストナリ然ルニ日本ノ人サヘテ曲説ヲニフケテ云ルヿ
ケモナキヿ之近来貝原好古カアラハサレシ和漢事始ノ
中ニ此副墨ヲ見サルユヘニ唯十五夜ヲ翫ヿ漢ノ代ヨリ

モ起リト計謂テ其時代又右之説ノ秋ノ最中ニハ二賞
トシテヲ知ス倩九月十三夜ノ月ヲ翫フヿモ漢ノ代ヨリ起
シリ前漢武帝 建元元年ヨリ延享三年ニテ 李夫人ト云
愛女ニヲクレ玉ヒ宮殿ニテモ寛テモ李氏カヿヲ思ナケキ玉フ
時ニ費長房ト云仙人武帝ニ告テ云ヤウ君フカク李女ノ別
ヲナキ玉フ李氏ハ本是上界ノ天仙タルカ假ニ現形シテ君
ニマミエテ今ハ其魂右ノ仙家ニ留リ又君ノ愁ミル二余リ
ヨリ云ヒ九月十三日ハ李氏カ失入日ナレハ又九月十三日ハ
元ノ因縁ニテ魂飛揚スレハ来ル九月十三日ノ夜ニ入テ
彼魂ヲイサナイ来テマミヘシメヒ其夜其時ハ大乙檀

ニ暮ヨリ香花ヲリナヘ侍玉ヘ君疑ヒ玉フナト云テ云又終ニ
祥ノ教ノ如ク九月十三日暮ヨリ月ノ明ナルニ酒菓ヲ
ツナヘ侍玉ヘハ彼費長房李女ノ魂ヲ引テ影ヲ髣髴トシ
テ武帝ニマミヘシメケリ是ヨリ毎年武帝九月十三夜
ノ月ノ前ニ酒花ヲ備フル事皆ノ人ノ間ノヿニテスタレ又
呉国ニテモ武帝ノ此計ニテ其故事ヲヘタルニ又元明ノ
代ヨリ近年十三夜ノ月ノ會ノヤウニモナナスヿ詩人
凡雅ノ友人ノヿマウケナスヿ之武帝ノヿ知サルニハアラ
スモト十三夜ノ酒菓ヲリナヘ遊フヿハ此因縁タリ九十三
ノ詩ナニトハ近世明ノ詩華ナニ家詩ノ中ナト二見タリ

然ニ和國ノ昔菅丞相ノツリシヘ編セラルヽ既十三夜
ハ又月ノ妻ニアタル夜ニヘニ賞翫シ玉フト文集ニ書
載タリ此説疑ハシ恐ハ九月十三夜ヲ賞翫スルヿハ明
ノ代サトノ取ヨ法ワタハシテフサルニ何トモサ菅家ノ十三夜
ヲ知玉フヿ疑フラクハ後人ノ菅家ノ詩ト謂テ其文集
ニ入タルモノナリ但又武帝ノ余風ノ日本迄モ昔ヨリ聞
諜テ十三夜ヲ実ノ月ノ會ト ナシタルニヤ右十五夜十三夜
ノヿハ皇明讀副墨ノ中ニ委ク論シ出シタリ頗昔
別ノ書渡リテ其中ニ武帝ノ送ル詩ヲ聞諜リテ
ノヿカ是ニ近シ醍醐帝ノ以後ノ詩歌ノ輩ノ十三夜ノ作モ多

○御曹子之事

或問日本ノ徒ニ源ノ頼朝ノ才ヲ蒲ノ冠者御曹子ト
云其才御曹子義經ト云此御曹子ノヿニツキ先生第ニ
弁アリト如何
信與答曰此蒲ノ御曹子義經ヲ御曹子トシテ偖可
笑キヿナリ日本ノ余程遠ク人書名記録ノ中ニモ右両人ヲ
御曹子ト書リ曾テ知サルナリ先御曹子トシテハ漢ノ
高祖天下ヲ納メ玉テ文武ノ官所ヲ建給ヒ陣平ニ命
シテ建武門ノ側ニ曹舘ヲ設テル即チ陣平ヲ仲ノ曹舘
ヲ目トラシム又及戟門ノ側ニ曹舘ヲ建テ韓信ニ命シ

テ仆ノ曹館ヲ司トラシム此曹ト云ハ軍曹ト云テ武ヲ
置処ノ役所ノ名ナルヿ字書モ出タリ右ノ両所ノ役人両
人必竟天子ノ御役所名ニ御曹司ト御ノ字ヲ
付テ云ナリ又武者ノ役所如此嚴明ナルコトハ高祖ヒ
ヨリ少シ行レタルナリ後漢或ハ六朝唐ノ代ナト左武ノ
役所次第アリトイヘトモ前漢ノ代トハ余程式法替リタ
ル儀右ノ高祖ノ時ノ御曹司ノ事ハ前漢武備録ナル
廿七枚ノニ出タリ其外晉軍談志七十四巻ノナニ枚ノニモ
載タリ然ルニ日本ノ蒲ノ御曹子ト云義経ヲモ御曹子
ト云フ両人モ天子ノ武者ノ曹館ノ役所ヲツトメラレシ

フモ有ニヤ東鑑ホヲ見ニ右両人天子軍曹ヲ司リシテハ
曾テ見ス唯頼朝ノ代ノ軍ヲツトメテ諸方ニ陣営シタ
ル者ヲ御曹司ト云カタシ是ハ世間ノ者ヒタスラ武官ノ
法式ヲ知ラヌ者ノ古来ヨリ云出シタル辞ナリ此ヤウナル
類数多アリ一論シカタシ

○隠亡ノ事

或問死人者ヲトリアツカヒ葬ルモノヲ俗ニホウムト云
文字アリヤ如何
信無答曰此オンホウリノ名日本ニテ近比ノ詞ナリ昔鶴
ノ稱ト云又ハ収者ナト云シ支大江匡衡ノ捨塵集又ハ善

撰カ宇治隨筆ナト云書ニミヘメリイツ頃ヨリナニ
ホラトヽヽヤ既代慨ニ知ス文字ハ東破芽古胥ノ詩ノ
七言絶句ノ詰句ニ孝哀未在隱亡人隱ノ字ナニヒ
假名ニ通スルユヘニタトヘハ觀音ノ音ノ字モ異音ノ時ハ
ヒト用ルナリ然ラハ隱亡トカリヘナニヤ是ハ余カ愚考
ナリ博識者待テ正サン右ノ詩林法記ニ出メリ